

訓令番号	訓令名	所管名	公布年月日
訓令第1号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課	令和6年1月17日
訓令第2号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課	令和6年3月1日
訓令第3号	さいたま市職員服務規程の一部を改正する訓令	職員課	令和6年3月22日
訓令第4号	さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程の一部を改正する訓令	契約課	令和6年3月27日
訓令第5号	さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令	保健所管理課	令和6年3月27日
訓令第6号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課	令和6年3月28日
訓令第7号	さいたま市出納室等事務専決規程の一部を改正する訓令	出納課	令和6年3月28日
訓令第8号	さいたま市職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課	令和6年3月28日

さいたま市訓令第1号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）						
[略]					[略]						
課長	(1)・(2) [略] (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）				課長	(1)・(2) [略] (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）					
	(4)～(6) [略]					(4)～(6) [略]					
別表第3（第3条関係） 個別専決事項					別表第3（第3条関係） 個別専決事項						
[略]					[略]						
子ども未来局					子ども未来局						
[略]					[略]						
総合療育センターひまわり学園					総合療育センターひまわり学園						
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
総務課 ・医務課 ・育成課	[略]					総務課 ・医務課 ・育成課	[略]				

療育センター さくら 草・療育センター ひなぎく (共通)	療育センター さくら 草(共通)
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 [略]	備考 [略]

附 則

この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

さいたま市訓令第2号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前								
別表第2（第3条関係） 共通専決事項					別表第2（第3条関係） 共通専決事項								
1・2 [略]					1・2 [略]								
3 収入事務					3 収入事務								
専決事項			課長	部長	局長	副市長	専決事項			課長	部長	局長	副市長
1～5 [略]							1～5 [略]						
6 地方自治法第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定すること。			○				6 地方自治法第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定すること。					○	
4～8 [略]					4～8 [略]								
備考 [略]					備考 [略]								

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

さいたま市訓令第3号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
<u>(化学物質管理者)</u> <u>第8条の2 省令第12条の5に規定する化学物質管理者を置く箇所及びその名称は、別表第5の2に定めるとおりとする。</u>							
<u>(保護具着用管理責任者)</u> <u>第8の条3 省令第12条の6に規定する保護具着用管理責任者を置く箇所及びその名称は、別表第5の3に定めるとおりとする。</u>							
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
総括安全衛生管理者				総括安全衛生管理者			
箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職	箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職
[略]				[略]			
4	[略]		健康科学研究センター次長	4	[略]		保健所次長
[略]				[略]			
9	環境局施設部 東部環境センター（同部大宮南部浄化センターを含む。 <u>別表第5の2、別表第5の3及び別表第7を除き以下同</u>	[略]		9	環境局施設部 東部環境センター（同部大宮南部浄化センターを含む。 別表第7を除き以下同じ。）	[略]	

	じ。)		
[略]			
1 4	[略]	おいしい 給食サポ ート課長	健康教育 課長
[略]			

別表第5の次に次の2表を加える。

別表第5の2（第8条の2関係）

化学物質管理者

箇所	名称
保健衛生局市立病院	市立病院化学物質管理者
保健衛生局保健所	保健所化学物質管理者
環境局施設部西部環境センター	西部環境センター化学物質管理者
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター化学物質管理者
環境局施設部大宮南部浄化センター	大宮南部浄化センター化学物質管理者
教育委員会に置かれる市立学校	化学物質管理者の上に各学校の名称を付したもの

別表第5の3（第8条の3関係）

保護具着用管理責任者

箇所	名称
保健衛生局市立病院	市立病院保護具着用管理責任者
保健衛生局保健所	保健所保護具着用管理責任者
環境局施設部西部環境センター	西部環境センター保護具着用管理責任者
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター保護具着用管理責任者
環境局施設部大宮南部浄化センター	大宮南部浄化センター保護具着用管理責任者



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第8（第11条関係） 安全衛生委員会				別表第8（第11条関係） 安全衛生委員会			
箇所	名称	委員構成	庶務担当	箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]				[略]			
教育委員会 に置かれる 市立学校の 学校給食調 理場	[略]		<u>おいしい 給食サポ ート課</u>	教育委員会 に置かれる 市立学校の 学校給食調 理場	[略]		<u>健康教育 課</u>
[略]				[略]			

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## さいたま市訓令第4号

さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程の一部を改正する訓令

さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程（平成13年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 [略] 2 委員長は財政局に関する事務を担当する副市長を、副委員長は都市局及び建設局に関する事務を担当する副市長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。 <u>(1)～(6)</u> [略] <u>(7)</u> 副教育長 <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略]	(組織) 第3条 [略] 2 委員長は財政局に関する事務を担当する副市長を、副委員長は都市局及び建設局に関する事務を担当する副市長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1)～(6) [略]  (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略]

### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第5号

さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市保健所事務専決規程（平成14年さいたま市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 課長 規則第5条第2項に規定する課長をいう。</p> <p style="text-align: center;">（専決事項）</p> <p>第10条 保健所長及び課長の共通専決事項は、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）別表第2共通専決事項の表の規定を準用する。この場合において、同表中「部長」及び「<u>部長（局に属する部長相当職を含む。以下同じ。）</u>」とあるのは「保健所長」と、「部に属する部長相当職」とあるのは「保健所に属する部長相当職」と、「部に属する課長相当職」とあるのは「<u>保健所に属する課長相当職</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長の個別専決事項は、保健所の業務に関連する<u>軽易な認可、許可その他行政処分をすることとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 課長 規則第5条第2項に規定する課長及び<u>室長</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">（専決事項）</p> <p>第10条 保健所長及び課長（<u>保健所管理課長に限る。</u>）の共通専決事項は、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）別表第2共通専決事項の表の規定を準用する。この場合において、同表中「部長」とあるのは「保健所長」と、「部に属する」とあるのは「保健所に属する」と読み替えるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長の個別専決事項は、次のとおりとする。ただし、保健所管理課長の個別専決事項は、第12号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 所属職員の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。</p> <p>(2) 所属職員（会計年度任用職員を除く。）の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則</p>

第2条第10号から第12号までに限る。)すること。

(3) 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。

(4) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。

(5) 所属職員の時間外勤務代休時間の指定をすること。

(6) 所属職員の週休日の振替え及び代休日の指定をすること。

(7) 所属職員の出張（外国出張及び人材育成課が主管する派遣研修を除く。）の命令をすること。

(8) 所属職員（会計年度任用職員に限る。以下「所属会計年度任用職員」という。）の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号を除く。）すること。

(9) 所属会計年度任用職員の営利企業等従事を許可すること。

(10) 所属会計年度任用職員の介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業を承認すること。

(11) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、所属会計年度任用職員に休職を命じること。

(12) 保健所の業務に関連する軽易な認可、許可その他行政処分をすること。

(13) 通知、督促、請求、申請、申込、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、進達等をすること。

(14) 通知書、督促状、請求書、申請書、届出書、照会書、依頼書、回答書、異議申立書等を受理すること。

(15) 情報公開制度及び個人情報保護制度に係る決定をすること。

## 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



年さいたま市条例第113号)により利用の許可、利用の許可の取消し等、供用時間の変更及び使用料の還付をすること。									
6 <u>さいたま市都市公園条例</u> (平成13年さいたま市条例第244号)により都市公園における行為の制限の許可、都市公園の利用の禁止又は制限、供用日及び供用時間の変更、公園施設の利用の許可等並びに監督処分をすること。									
7 <u>公園施設の設置及び管理の許可</u> をすること。									
8 <u>公園施設の使用料又は占用料の還付</u> をすること。									
9 <u>さいたま市都市公園条例施行規則</u> (平成13年さいたま市規則第201号)による公園施設の利用日の振替をすること。									
[略]									

[略]									
保健衛生局									
保健部									
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長				
[略]									
食肉衛生検査所	1 <u>と畜場法</u> (昭和28年法律第114号) 第4条の規定によると畜場の設置の許可をすること。								
	2 <u>と畜場法</u> 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び1日当たりの頭数を制限すること。								
	3 [略]								
	4 [略]								
	5 [略]								
	6 [略]								
	7 [略]								
	8 [略]								
	9 [略]								
	10 [略]								
	11 [略]								

[略]									

[略]									
保健衛生局									
保健部									
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長				
[略]									
食肉衛生検査所	1 <u>と畜場法</u> (昭和28年法律第114号) 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び1日当たりの頭数を制限すること。								
	2 [略]								
	3 [略]								
	4 [略]								
	5 [略]								
	6 [略]								
	7 [略]								
	8 [略]								
	9 [略]								
	10 [略]								

1 2 [略]  
 1 3 [略]  
 1 4 [略]  
 1 5 [略]  
 1 6 [略]  
 1 7 [略]  
 1 8 [略]  
 1 9 [略]  
 2 0 [略]  
 2 1 [略]  
 2 2 [略]  
 2 3 [略]  
 2 4 [略]  
 2 5 [略]  
 2 6 [略]  
 2 7 [略]  
 2 8 [略]  
 2 9 [略]  
 3 0 [略]  
 3 1 [略]  
 3 2 [略]  
 3 3 [略]

[略]

福祉局

生活福祉部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長

[略]

監査指導課	1 <u>社会福祉法の規定により報告の徴収、立入り、検査、調査、指導監査及び改善勧告をすること（他の所管に属するものを除く。）。</u>	○			
	2 <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により報告の徴収、質問、立入り、検査及び指導監査をすること。</u>	○			

1 1 [略]  
 1 2 [略]  
 1 3 [略]  
 1 4 [略]  
 1 5 [略]  
 1 6 [略]  
 1 7 [略]  
 1 8 [略]  
 1 9 [略]  
 2 0 [略]  
 2 1 [略]  
 2 2 [略]  
 2 3 [略]  
 2 4 [略]  
 2 5 [略]  
 2 6 [略]  
 2 7 [略]  
 2 8 [略]  
 2 9 [略]  
 3 0 [略]  
 3 1 [略]  
 3 2 [略]

[略]

福祉局

生活福祉部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長

[略]

監査指導課	1 <u>社会福祉法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく報告の徴収、検査及び調査をすること。</u>	○			
	2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく報告及び文書その他の物件の提示並びに指導をすること。</u>	○			

3	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により報告の徴収、文書、帳簿書類等の提出及び提示、出頭を求めること、質問、立入り、検査、指導監査並びに改善勧告をすること。</u>	○
4	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により報告の徴収、文書、帳簿書類等の提出及び提示、質問、立入り、検査、指導監査並びに改善勧告をすること（他の所管に属するものを除く。）。</u>	○
5	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により報告の徴収、文書、帳簿書類等の提出及び提示、出頭を求めること、質問、立入り、検査、指導監査並びに改善勧告をすること。</u>	○

[略]

[略]  
 子ども未来局  
 子ども

3	<u>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。</u>	○
4	<u>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく改善勧告をすること。</u>	○
5	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに指導をすること。</u>	○
6	<u>介護保険法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。</u>	○
7	<u>介護保険法に基づく改善勧告をすること。</u>	○
8	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく報告及び文書その他の物件の提示並びに指導をすること。</u>	○
9	<u>子ども・子育て支援法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。</u>	○
10	<u>子ども・子育て支援法に基づく改善勧告をすること。</u>	○

[略]

[略]  
 子ども未来局  
 子ども



育成部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
子ども・青少年政策課	1・2 [略] 3 <u>社会福祉法の規定により報告の徴収、立入り、検査、調査、指導監査及び改善勧告をすること（他の所管に属するものを除く。）。</u> 4 <u>児童福祉法の規定により報告の徴収、文書、帳簿書類等の提出及び提示、質問、立入り、検査、指導監査並びに改善勧告をすること（他の所管に属するものを除く。）。</u> 5 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により報告の徴収、質問、立入り、検査、指導監査及び改善勧告をすること。</u> 6 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により報告の徴収、出頭を求めること、文書等の提出及び提示、質問、立入り、検査、指導監査並びに改善勧告をすること。</u>		○		
[略]					

子育て未来部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
幼児政策課	1 幼児教育に係る助成の実施及び決定を行うこと。		○		

育成部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
子ども政策課	1・2 [略]				
[略]					

子育て未来部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
幼児・放課後児童課	1 幼児教育に係る助成の実施及び決定を行うこと。 2 さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）に基づく開室時間の変更をすること。	○	○		

放課後児童課	1 <u>さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）に基づく開室時間の変更をすること。</u>	○			
--------	--	---	--	--	--

[略]

[略]

環境局

環境共生部

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
-----	------	----	----	----	-----

環境総務課	1 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項の規定による勧告をすること。</u>		○		
	2 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定による勧告をすること。</u>		○		
	3 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による命令をすること。</u>			○	
	4 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせること。</u>			○	
	5 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定により、その措置を命じられるべき者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</u>			○	
	6 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定により、その措置を命じられるべき者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委</u>			○	

--	--	--	--	--	--

[略]

[略]

環境局

環境共生部

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
-----	------	----	----	----	-----

環境総務課	1 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項の規定による勧告をすること。</u>		○		
	2 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定による命令をすること。</u>			○	
	3 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせること。</u>			○	
	4 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</u>			○	

	任した者に行わせること。				
	7 <u>さいたま市空き家等の適正管理に関する条例</u> （平成24年さいたま市条例第44号）による命令及び公表をすること。				○
	8 [略]				
	9 [略]				
	10 [略]				
[略]					

資源循環推進部	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]						
産業廃棄物指導課	1～29	[略]				
	30	<u>さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例</u> （令和5年さいたま市条例第51号。以下「 <u>再生資源物条例</u> 」という。）による事業場の許可（ <u>更新許可を除く。</u> ）及び許可の取消しをすること。				○
	31	<u>再生資源物条例による事業場の更新許可をすること。</u>				○
	32	<u>再生資源物条例による事業者</u> に事業場の使用停止命令又は措置命令をすること。				○
	33	<u>再生資源物条例による事業者</u> に勧告をすること。				○
	34	<u>再生資源物条例による諸措置</u> （命令に関するものを除く。）をすること。				○
[略]						

[略]  
都市局  
[略]

	5 <u>さいたま市空き家等の適正管理に関する条例</u> （平成24年さいたま市条例第44号）に基づく勧告をすること。				○
	6 <u>さいたま市空き家等の適正管理に関する条例</u> に基づく命令及び公表をすること。				○
	7 [略]				
	8 [略]				
	9 [略]				
[略]					

資源循環推進部	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]						
産業廃棄物指導課	1～29	[略]				
[略]						

[略]  
都市局  
[略]

みどり公園推進部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
北部公園整備課	1～3 [略] 4 <u>さいたま市都市公園条例により都市公園における行為の制限の許可、都市公園の利用の禁止又は制限、供用日及び供用時間の変更、公園施設の利用の許可等並びに監督処分をすること。</u>  5・6 [略] 7 <u>さいたま市都市公園条例施行規則により公園施設の利用日の振替をすること。</u>  8・9 [略]	○		
[略]				

[略]  
建設局  
[略]

建築部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
建築総務課	1～6 [略] 7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）による認定をすること。</u> 8 [略]	○		
[略]				

みどり公園推進部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
北部公園整備課	1～3 [略] 4 <u>さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）に基づく都市公園における行為の制限の許可、都市公園の利用の禁止又は制限、供用日及び供用時間の変更、公園施設の利用の許可等並びに監督処分をすること。</u> 5・6 [略] 7 <u>さいたま市都市公園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第201号）に基づく公園施設の利用日の振替をすること。</u> 8・9 [略] 10 <u>さいたま市大宮公園サッカー場条例（平成14年さいたま市条例第113号）に基づく利用の許可、利用の許可の取り消し等、供用時間の変更及び使用料等の還付をすること。</u>	○		
[略]				

[略]  
建設局  
[略]

建築部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
建築総務課	1～6 [略] 7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）による認定をすること。</u> 8 [略]	○		
[略]				

[略] 区役所					[略] 区役所						
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
くらし 応援室	1・2 [略]					くらし 応援室	1・2 [略]				
	3 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項の規定による指導</u> をすること。		○				3 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の規定による助言</u> 又は指導をすること。		○		
	4 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定による助言</u> 又は指導をすること。		○				4 <u>さいたま市空き家等の適正管理に関する条例に基づく指導</u> をすること。		○		
	5 [略]						5 [略]				
[略] 備考 [略]					[略] 備考 [略]						

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第7号

さいたま市出納室等事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市出納室等事務専決規程（平成19年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(出納室長専決事項)</p> <p>第2条 出納室長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 1件3,000万円未満の支出に関すること (<u>第5条第1号から第5号まで並びに第6条第1号及び第2号</u>に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(出納室長専決事項)</p> <p>第2条 出納室長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 1件3,000万円未満の支出に関すること (<u>第4条第1号から第5号まで並びに第5条第1号及び第2号</u>に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) [略]</p>
<p style="text-align: center;">(出納課長専決事項)</p> <p>第3条 出納課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p><u>(5) 歳入歳出外現金の受入れ及び払出しに関すること(次条に規定するものを除く。)</u></p>	<p style="text-align: center;">(出納課長専決事項)</p> <p>第3条 出納課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p><u>(5) 調定何書の確認に関すること。</u></p> <p><u>(6) 歳入歳出外現金の受入れ及び払出しに関すること。</u></p>
<p style="text-align: center;">(出納課の出納係の係長の専決事項)</p> <p><u>第4条 出納課の出納係の係長は、1件30万円未満の歳入歳出外現金の払出しに関する事項を専決することができる。</u></p>	
<p>第5条 [略]</p>	<p>第4条 [略]</p>
<p>第6条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(区総務課の防災・総務係等の係長の専決事項)</p> <p>第7条 区役所区民生活部総務課（以下「区総務課」という。）の防災・総務係又は総務係の係長は、区会計管理者の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 1件30万円未満の歳入歳出外現金の払出し</u></p>	<p style="text-align: center;">(区総務課の防災・総務係等の係長の専決事項)</p> <p>第6条 区役所区民生活部総務課（以下「区総務課」という。）の防災・総務係又は総務係の係長は、区会計管理者の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

に関すること。

第8条 [略]

(代決等)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 出納課の出納係の係長又は審査課の係長が専決する事項について、係長が不在のときは、その上司が決裁するものとする。

5・6 [略]

第10条 [略]

(代決の報告)

第11条 第9条の規定により代決した者は、当該代決した事項について、速やかに会計管理者若しくは区会計管理者又は専決権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

第7条 [略]

(代決等)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 審査課の係長が専決する事項について、係長が不在のときは、その上司が決裁するものとする。

5・6 [略]

第9条 [略]

(代決の報告)

第10条 第8条の規定により代決した者は、当該代決した事項について、速やかに会計管理者若しくは区会計管理者又は専決権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない

## 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第8号

さいたま市職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員服務規程（平成13年さいたま市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出退勤)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 職員（庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員の服務の管理、給与の支給等に関する事務を総合的に管理するシステムをいう。以下同じ。）により出退勤を管理する職員に限る。）は、退勤するときは、別に定める方法により、退勤したことを自ら記録しなければならない。ただし、出張等により退勤したことを自ら記録できないときは、別に定める方法により、退勤したことを記録するものとする。</p> <p>(庶務事務システムによる処理)</p> <p>第28条 この訓令に定めのある<u>手続</u>について、庶務事務システムを利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。</p> <p>2 この訓令に定めのある<u>手続</u>に当たり作成等する書類については、庶務事務システムにより作成等する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。</p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第29条 第8条、第9条、第15条、第22条及び第27条の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(出退勤)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 職員（庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員の服務の管理、給与の支給等に関する事務を総合的に管理するシステムで、<u>総務局人事部人事課長が管理するもの</u>をいう。以下同じ。）により出退勤を管理する職員に限る。）は、退勤するときは、別に定める方法により、退勤したことを自ら記録しなければならない。ただし、出張等により退勤したことを自ら記録できないときは、別に定める方法により、退勤したことを記録するものとする。</p> <p>(庶務事務システムによる処理)</p> <p>第28条 この訓令に定めのある<u>請求、届出その他の手続</u>について、庶務事務システムを利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。</p> <p>2 この訓令に定めのある<u>請求、届出その他の手続</u>に当たり作成等する書類については、庶務事務システムにより作成等する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。</p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第29条 第8条、第9条、第15条、第22条及び<u>前2条</u>の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2・3 [略]</p>



附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。